

石巻市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然エネルギーの利用を促進することにより、二酸化炭素の排出を抑制し、地球温暖化の防止に資するとともに、市民の環境に対する意識の高揚を図るため、太陽光発電システムを設置した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 補助金の交付の対象となる太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）は、一般社団法人太陽光発電協会が定める住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規程第4条に掲げる要件を満たしたシステムとする。この場合において、同条第1号中「10kW未満」とあるのは、個人が設置する場合にあつては「2kW以上」と、事業者が設置する場合にあつては「10kW以上」と読み替えるものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、対象システムを市内に新設した個人又は事業者であつて、それぞれ次の表に掲げる要件を全て満たすものとする。

区分	要件
個人	市内に住所を有していること。
	市税の滞納がないこと。
	対象システムを自らが所有し、かつ、居住する住宅（店舗、事務所等と兼用している場合も可とする。）又は当該住宅に付随する建物に、平成23年4月1日以後に新設し、申請時に使用していること。
事業者	市内に事業所を有していること。
	市税の滞納がないこと。
	対象システムを自らが所有し、かつ、使用する店舗、事務所若しくは倉庫に、又はその敷地に平成23年4月1日以後に新設し、申請時に使用していること。ただし、当該対象設備について市の他の補助制度を利用したものを除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 個人にあつては、対象システムを構成する太陽電池の最大出力に1キロワット当たり2万5,000円を乗じて得た額とし、その額が10万円を超えるときは、10万円を上限とする。
- (2) 事業者にあつては、対象システムの太陽電池の最大出力に1キロワット当たり2万5,000円を乗じて得た額とし、その額が40万円を超えるときは、40万円を上限とする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石巻市太陽光発電普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に石巻市太陽光発電普及促進事業補助金に係る市税完納証明願兼証明書（様式第2号）及び石巻市太陽光発電普及促進事業補助金交付対象システム確認書（様式第3号。以下「確認書」という。）を添えて、対象システムの設置後に市長に提出しなければならない。

2 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書は、前項の申請書及び確認書をもってなされたものとみなす。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、石巻市太陽光発電普及促進事業補助金交付可否決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者が指定した金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

3 規則第15条に規定する確定通知書は、第1項の決定通知書をもってなされたものとみなす。

（補助金の交付制限）

第7条 この要綱の規定に基づく補助金の交付は、同一対象者につき1回に限る。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年6月21日告示第152号）

この告示は、平成22年6月21日から施行し、改正後の石巻市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱の規定は、平成21年10月1日から適用する。

附 則（平成23年12月19日告示第285号）

この告示は、平成24年1月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

石巻市太陽光発電普及促進事業補助金交付申請書

年 月 日

石巻市長（あて）

住所
氏名（名称及び代表者）
電話番号



石巻市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助対象事業の内容 太陽光発電システムの設置
- 2 補助対象事業の経費所要額 金 円
- 3 補助金の交付申請額 金 円
- 4 補助対象事業の完了年月日 年 月 日
- 5 補助金振込先金融機関口座内容
(次の(1)又は(2)のいずれかを選び、必要事項を記入してください。)

(1) ゆうちょ銀行以外の金融機関

金融機関名（ゆうちょ銀行を除く。）	支店名
銀行・金庫・信組・農協・漁協	本店・支店・支所
口座種目（番号を「○」で囲んでください。）	口座番号（右詰めでお書きください。）
1 普通（総合） 2 当座	
口座名義人（カタカナ）	

(2) ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行 （通常貯蓄預金への振込は できません。）	記号（左詰めでお書きください。） （6桁目がある場合は「※」欄に御記入 ください。）					番号（右詰めでお書きください。）				
	1			0	※					1
口座名義人 （カタカナ）										

※ 添付書類

- (1) 振込先の銀行名、支店、預金区別、口座番号がわかる通帳の写し
- (2) 住民票（個人の場合に限る。申請日前3か月以内に取得したもの）

様式第2号（第5条関係）

石巻市太陽光発電普及促進事業補助金に係る市税完納証明願兼証明書	
年 月 日	
石巻市長 （あて）	
住所（所在地）	
申請者	
氏名（名 称）	
印	
証明書の使用目的	石巻市太陽光発電普及促進事業補助金の申請のため
上記の目的に使用するため下記事項について証明願います。	
記	
私に係る納期が到来している全ての市税について滞納がないこと。	
上記のとおり相違ないことを証明します。	
年 月 日	
石巻市長	
印	

- ※ この申請書は、2部作成し、税務課、各支所又は各総合支所市民生活課で証明を受けた後、申請書類に添付し、環境課に提出してください。
- ※ 当証明の対象となる年度は、現年度を含む過去2か年度分です。
- ※ 現年度を含む過去2か年度において、全ての市税について非課税の方は、税務課、各支所又は各総合支所市民生活課で確認の上、現年度分の「市県民税非課税証明書」の交付を受けてください。
- ※ 証明には手数料300円が必要です。

様式第3号（第5条関係）

石巻市太陽光発電普及促進事業補助金対象システム確認書

設置先住所	石巻市
設置者氏名	
メーカー名	
型番	
太陽電池モジュールの公称最大出力の合計	キロワット
建物の種類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> その他（ ）
添付書類	<input type="checkbox"/> 建物の位置図 <input type="checkbox"/> 対象システムの設置に係る費用の内訳が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し <input type="checkbox"/> 設置費に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> 対象システムを構成する機器の型式、出力等が確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> 対象システムの設置状態（設置された太陽電池モジュール <u>全て</u> の枚数が確認できるもの）を示す写真（カラー）又は対象システムの配置図（写真により太陽電池モジュールの <u>全て</u> の枚数が確認できない場合に限る。） <input type="checkbox"/> 電力会社との電力需給契約の内容がわかる書類の写し <input type="checkbox"/> 対象システムの保証書の写し

上記設置者が設置した太陽光発電システムは、石巻市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱第2条に規定する要件を満たしていることを確認したことを証します。

年 月 日

石巻市長（あて）

設置施行業者

所在地

名称及び代表者

㊟

（A4）

石巻市（ ）指令第 号

住所
氏名（名称及び代表者）
電話番号

石巻市太陽光発電普及促進事業補助金交付可否決定通知書

石巻市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付の可否を通知します。

年 月 日

石巻市長



記

- 1 交付の可否
- 2 否の場合の理由
- 3 補助金交付決定額 金 円
- 4 補助金の振込み予定年月日
補助金の振込み予定年月日は、 年 月 日です。同日後に口座への振込みを確認してください。
- 5 交付についての条件